

会 長	署 長

令和5年度第2回光警察署協議会会議録

開 催 日 時	令和5年11月7日（火） 午後3時から午後4時までの間	
開 催 場 所	光市中央2丁目1番14号 光警察署3階 大会議室	
出 席 者	委 員	平田委員、弘中委員、岩本委員、北村委員、富谷委員、長田委員 ※ 平田委員、北村委員はオンライン出席 計6名
	警察署	署長、次長、警務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、 刑事課長、交通課長、警備課長 計9名
議 題	1 業務説明 2 協議 うそ電話詐欺被害防止対策	
<p>1 会長挨拶</p> <p>本日は、ご多忙の中、令和5年度第2回光警察署協議会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。光警察署の皆様においては、平素から光市、熊毛地区の安全・安心を確保するため献身的に活動していただき、心より感謝申し上げます。</p> <p>本日の諮問事項は「うそ電話詐欺被害防止対策」である。うそ電話詐欺は、いつ、自分や自分の家族が被害に遭うか分からない身近な犯罪となってしまった。被害を防止するためにはどうすればいいのか、委員の皆様には地区の実情に応じたご意見や要望等を賜り、地域の安全・安心に向けた有意義な会にしたいと考えている。</p> <p>本日も皆様方のご理解とご協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めていきたいと思っているので、よろしく願います。</p> <p>2 署長挨拶 (省略)</p> <p>3 業務説明（署長）～令和5年9月末現在の業務推進状況</p> <p>(1) 刑法犯の認知・検挙状況</p> <p>(2) うそ電話詐欺の認知・検挙状況</p>		

(3) 交通事故の発生状況

4 諮問事項

(1) 説明

うそ電話詐欺被害防止対策について生活安全課長が説明した。

(2) 協議

(委員)

私のスマートフォンにも、色々なところから怪しいメールが来ているが、すぐに削除して真に受けないということが一番の対策だと感じる。

戸別訪問時に、固定電話に貼るためのシールやチラシの入ったポケットティッシュを配布するというのも良い啓発活動になるのではないかと。

(生活安全課長)

広報活動においては、うそ電話詐欺広報用のチラシのほか、イラストやキーワードが入ったティッシュペーパー、マグネット等を配布している。また、通帳を入れる透明なポシェットにこのようなグッズを入れ、ポシェットごと配布したこともある。

何年前には、電話機に貼り付けると立ち上がるポップアップ型のシールを配布しているなど、今後も、皆様のご提言を始めとする様々な声を取り入れながら、広報活動に努めてまいりたい。

(委員)

先程、生活安全課長がナンバーディスプレイの無料サービス等について説明していたが、どこに行けばそのような情報を得ることができるのか。また、実際に利用するためには、どうやって申し込めばよいのか。

(生活安全課長)

光警察署では、ナンバーディスプレイ等に関するチラシを配布している。

また、サービス開始に際しては、ニュースでも取り上げていただいているが、更なる広報活動に取り組みたいと考えている。

(委員)

ATMでの振込を防ぐことができれば、被害件数、金額とも減ると思う。

ATMの監視はできないと思うが、ATMの利用時間が長い利用者がある際に、金融機関の方が声をかけるなどすれば、被害は減少するのではないかと。金融機関への働きかけが大切だと考える。

(生活安全課長)

水際対策として金融機関の協力は非常に重要であり、平素から金融機関に対し、ATMを利用している高齢者への声かけを依頼しているところである。

特に、ATMを利用させる還付金詐欺という手口について、携帯電話で通話しながらATMを操作している方を見かけた際には、積極的に声をかけるようお願いしている。

本日も管内の金融機関を訪問してきたが、ATMコーナーで待機することまではできないものの、モニターを適宜確認し、長時間操作している方を見つければ声かけを実施するという金融機関もあった。

引き続き、金融機関との連携を強化して積極的な声かけをお願いしていく。

(委員)

今や小学生がスマホを持つ時代であり、小学生でも犯罪の実行役募集などの情報に触れる機会があるかもしれないと危惧している。歳を重ねると考えが凝り固まってしまう方もいるので、小さい頃からの教育がとても大切なのではないかと感じる。

普段から金融機関に行っている人の方が被害に遭っている印象があり、徒歩で行く人よりも車で行く人の方が多いと思うので、運転免許証の更新や高齢者講習の際に、運転免許の話だけではなく、うそ電話詐欺や闇バイトについても話していただけると、関心が高まるのではないか。

私は新聞を取っているが、広島県で実際に起きたうそ電話詐欺の記事がよく載っており、それを読むと「注意しなきゃ。」と感じるので、ぜひ、色々な広報媒体を活用して広報に努めていただきたい。

(生活安全課長)

スマートフォン利用者の低年齢化に関しては、県警察の取組の一つとして、小学校・中学校・高校で情報モラル教室を開催し、直接、生徒に対してスマートフォンの危険性や安全な利用方法を教育している。

また、車に乗られる方への広報が有効という点に関しては、交通課と連携し、あらゆる機会を捉えて、うそ電話詐欺等の広報を実施している。例えば、自動車学校に広報用のチラシを配布し、講習の際に配布してもらえるよう働きかけている。

なお、被害状況に関しては、光警察署からメールマガジンを活用して情報発信しているところである。

(委員)

先程のナンバーディスプレイのサービスは、NTT以外は行っていないのか。

(生活安全課長)

現在のところ、NTTだけである。

(委員)

知人から、LINEを乗っ取って行われる詐欺の手口があると聞いた。最初は、友達だと思ってやり取りをしていると、急にお金の話になるとのことである。

(生活安全課長)

LINEに限らず、知人を装って金銭を要求する手口が存在するほか、NTTファイナンスや中国電力をかたる手口も発生している。

冒頭、他の委員が言われていたとおり、身に覚えのないメール等は相手にしないのが有効な対策である。

(委員)

私は、LINEだけでなく、FacebookやInstagram等のSNSも利用しているが、アカウントを乗っ取って、つまり、私の名前を名乗って金銭を要求する詐欺もあるので、注意が必要である。万が一、乗っ取られたときには、直接本人に電話確認すれば被害を未然に防ぐことができると思う。

ところで、被害者の会があればいいと思うのだが、いかがか。通常、被害者は、被害の実体験を話したがると思うが、一方で生の声にはとてつもなく力があると思う。顔を隠すなどの工夫をした上で、「こういう被害に遭った。」という体験を語ってもらうのが一番の被害防止広報になるのではないか。

また、例えば「いかのおすし」のような分かりやすい標語を募集してみてもいかがか。

(委員)

被害防止に向けた対策は様々であるが、サロンなどの高齢者が集まる場所に警察官が出向き、直接指導するというのはいかがか。祭り会場での寸劇なども、高齢者の関心を惹くのに良いのではないか。

(生活安全課長)

光警察署員が一丸となり、あらゆる広報機会を捉えて、積極的に広報活動を進めていきたい。警察本部には警察OBのアドバイザーが配置されていることから、その活用にも目を向けていきたい。

被害者を前面に出すという意見もあったが、どうしても抵抗感があると考えている。県警察としては、被害者の声に基づいた再現DVDを製作し、広報素材として活用しているところである。

標語についても、前向きに検討していく所存である。

(署長)

先日、私も室積のサロンでお話をさせていただいたが、集会に来てくれる方には、犯罪情勢や被害防止広報を届けることが可能である。

問題は、集会に行かない、あるいは行けない方に広報の声が届いているか、という点である。社会から孤立している方などにどうすれば被害防止対策の広報を届けることができるのか、皆様のお知恵を拝借させていただきたい。

(委員)

各自治会には民生委員や福祉委員がおり、平素から独居高齢者等を把握するとともに、安否の確認なども行っている。

彼らを頼れば、集会に出てこない方、出てこられない方にも、広報の声を届けることができるのではないか。

5 その他

次回会議日程については、別途調整することとした。